

「監理技術者等の取扱いについて」及び「現場代理人の取扱いについて」の変更点

監理技術者等の取扱いについて

国土交通省所管の「監理技術者制度運用マニュアル」の改正を反映し、以下の事項について変更を行うほか、当該マニュアルの表現に沿った文言整理等を行います。

●監理技術者等の途中交代が認められる事由を一部変更

変 更 前

- 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合
- 受注者の責によらない理由により、工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合
- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- 一つの契約工期が多年に及ぶ場合



変 更 後

- 監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
- 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- 工事工程上技術者の交代が合理的な場合や長時間労働の是正が必要な場合等、働き方改革の観点から必要と認められる場合

●監理技術者等の専任を要しない場合等についての要件を一部変更

変 更 前

- 工作物等に一体性が認められる工事である場合
工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）



変 更 後

- 工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合
同一の建築物又は連続する工作物である場合で、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合
※随意契約の制限なし

●以下の様式に係る押印の廃止

- 監理技術者等の兼任届
- 監理技術者等兼任承諾通知書

現場代理人の取扱いについて

現行の「現場代理人の兼任に関する取扱いについて」を廃止し、新たに「現場代理人の取扱いについて」を制定します。主な変更点は以下のとおりです。

●現場代理人の常駐を要しない期間を以下の通り規定

- 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間
- 工事を全面的に一時中止している期間
- 工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間
 - ※監理技術者等の専任不要の期間と同じ条件
 - ※あくまで常駐義務が不要となるだけで配置は必要

●現場代理人の兼任を特例的に認める工事の要件を追加

- 上記の常駐を要しない期間にある工事と「兼任の対象となる工事」の兼任
- ※「兼任の対象となる工事」の兼任は1件のみ

●兼任の条件を簡略化（携帯電話等による連絡体制の確保のみで足りるものとする。）

●現場代理人の兼任届の押印の廃止

施行年月日

令和6年7月1日に施行する。

お問い合わせ先：札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 011-211-2442